

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の取り消し
根拠条例・規則等名 条 項		中小企業等経営強化法 第 53 条第 2 項第 3 項
所 管 部 課		経済局 商工観光部 産業展開推進課（電話：048-829-1371）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	認定先端設備等導入計画が以下のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 一 当該先端設備等導入計画が導入促進指針及びさいたま市導入促進基本計画に適合するものであること。 二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
	設定等年月日	平成 30 年 7 月 23 日設定 年 月 日最終改正
備 考		